

飯田市議会委員会条例新旧対照表（最終 令和元年5月14日飯田市条例第1号）

改正後（案）	現行
<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称は次の各号に掲げるものとし、各常任委員会に属する委員の定数及び所管は当該各号に掲げる常任委員会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 所管 次に掲げる事項（予算及び決算に関する事項を除く。）</p> <p>(ア)（略）</p> <p>(イ) <u>企画部</u>の所管に属する事項</p> <p>(ウ)（略）</p> <p>(エ) <u>危機管理部</u>の所管に属する事項</p> <p>(オ) 会計管理者の所管に属する事項</p> <p>(カ) 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>(キ) 監査委員の所管に属する事項</p> <p>(ク) 公平委員会の所管に属する事項</p> <p>(ケ) 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</p> <p>(コ) 他の委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2)～(4)（略）</p>	<p>（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称は次の各号に掲げるものとし、各常任委員会に属する委員の定数及び所管は当該各号に掲げる常任委員会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 所管 次に掲げる事項（予算及び決算に関する事項を除く。）</p> <p>(ア)（略）</p> <p>(イ) <u>総合政策部</u>の所管に属する事項</p> <p>(ウ)（略）</p> <p>(エ) <u>市長公室</u>の所管に属する事項</p> <p>(オ) <u>危機管理室</u>の所管に属する事項</p> <p>(カ) 会計管理者の所管に属する事項</p> <p>(キ) 選挙管理委員会の所管に属する事項</p> <p>(ク) 監査委員の所管に属する事項</p> <p>(ケ) 公平委員会の所管に属する事項</p> <p>(コ) 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項</p> <p>(サ) 他の委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2)～(4)（略）</p>

(招集)

第15条 (略)

(委員の会議出席の特例)

第15条の2 委員長は、災害の発生、感染症のまん延防止その他やむを得ない事由により委員会を開催する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、インターネット回線を用いた映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に確認しながら通話することができる方法を活用した会議（以下「オンライン会議」という。）に委員が参加することを許可することができる。

2 委員は、オンライン会議に出席するときは、前項の規定による委員長の許可を得なければならない。

3 委員長は、第1項の許可をするときは、当該許可を求める委員の意見を聴いて、オンライン会議に必要な装置が設置された場所であって委員長が相当と認める場所を指定して行うものとする。

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項の規定による会議に出席した委員とみなし、並びに次条第1項及び第23条第1項の出席委員とみなす。

(委員長及び委員の除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事

(招集)

第15条 (略)

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(委員長及び委員の除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事

<p>に参加することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。</p> <p><u>2 前項の規定は、オンライン会議についても同様とする。</u></p> <p>(秘密会)</p> <p>第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、オンライン会議は、秘密会とすることができない。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>に参加することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。</p> <p>(秘密会)</p> <p>第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p> <p>2 (略)</p>
--	--